

広陵町地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

1 改正点

規約第1条、3条、4条、4条別表及び10条を改正する。

2 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 広陵町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成に関する協議会及び<u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うために設置する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（協議事項等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（4） <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（5） <u>形成計画</u>に基づく、事業の実施に関すること。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 広陵町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）の<u>交通計画の実施及び更新</u>に係る<u>協議及び連絡調整</u>を行うために設置する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（協議事項等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） <u>交通計画</u>の<u>更新</u>及び変更の協議に関すること。</p> <p>（4） <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（5） <u>交通計画</u>に基づく、事業の実施に関すること。</p>

(組織)
第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(省略)

(新設)

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、広陵町企画部まちづくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4条別表

所属団体	役職
省略	省略
<u>奈良県県土マネジメント部・地域交通課</u>	<u>次長</u>
省略	省略
(新設)	(新設)

(組織)
第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(省略)

4 協議会の運営に際し、専門的知見及び見識に基づく助言を得るため、アドバイザーとして、次に掲げる者を置くことができる。

(1) 公共交通施策に関し識見を有する者

(2) その他会長が必要と認める者

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、広陵町公共交通担当部局に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4条別表

所属団体	役職
省略	省略
<u>奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課</u>	<u>課長</u>
省略	省略
<u>広陵町社会福祉協議会</u>	<u>事務局長</u>